

さくら市農業委員会総会議事録（平成29年4月定例総会）

1. 開催日時 平成29年4月25日（火）午後2時00分から午後4時37分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（30人）

会長	25番	田代 修一
会長職務代理者	30番	山崎 國一
委員	1番	薄井千恵子
	2番	小菅 和彦
	3番	中山 隆
	5番	齋藤 敏一
	6番	平山 光邦
	7番	野上 春夫
	8番	田代 純一
	9番	齋藤 克之
	10番	鈴木 有一
	11番	小竹 勝
	12番	肥後 太一
	13番	石塚 信行
	14番	手塚 栄一
	15番	舟本 幸美
	16番	門前 義夫
	17番	大塚 明美
	18番	渡辺 一郎
	19番	大森 勝雄
	20番	谷田 年美
	21番	穴戸 孝男
	22番	手塚 靖博
	23番	池田 一孔
	24番	落合千枝子
	26番	福田 正和
	27番	佐藤 利通
	28番	石田 多美子
	29番	小林 功
	31番	大木 忠一

4. 欠席委員（人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- | | | |
|----|---------|------------------------------|
| 第2 | 議案第 1 号 | 非農地証明願について |
| | 議案第 2 号 | 農地移動適正化あっせん申し出について |
| | 議案第 3 号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| | 議案第 4 号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| | 議案第 5 号 | 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について |
| | 議案第 6 号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| | 議案第 7 号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| | 議案第 8 号 | さくら市農業委員会委員候補者選考委員会委員の推薦について |
| | 報告第 1 号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| | 報告第 2 号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について |

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	鈴木 秀幸
係長	和氣 貴子
主査	柴山 雅子

7. 会議の概要

事務局	鈴木	定刻になりました。出席委員30名、全員委員の出席ですので、総会は成立いたします。まず、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	田代	こんにちは。田にも水が入り、早いところは田植えが始まり大変忙しい時期になってまいりました。山の緑もだんだん濃くなり、若芽がでできますと我々も元気になってまいります。農業手帳を見ていましたら、いろいろ熟慮を重ね皆様と相談してきた思い出がありました。我々も残された期間もごくわずかですが皆様の知恵をお借りして結論を見出していきたいと思います。本日も沢山の審議案件がありますのでよろしくお願いいたします。 ただいまからさくら市農業委員会4月定例総会を開催いたします。慎重審議お願いいたします。

事務局	鈴木	それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、「会長が議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長に議事の進行をお願いいたします。
議長	田代	それでは、会議に先立ちまして本日午前10時より書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。 第1調査会の委員長からお願いいたします。
15番	舟本	本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としましては議案第1号1件、議案第3号1件、議案第6号2件の合計4件であります。詳細につきましては、後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	田代	次に第2調査会委員長の報告を求めます。
12番	肥後	本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号が1件、議案第2号が1件、議案第4号3件、議案第5号1件、議案第6号3件の合計9件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	田代	次に第3調査会委員長の報告を求めます。
18番	渡辺	本日午前10時より全員出席のもと書類審査と現地調査を行いました。案件としては議案第3号が1件、議案第6号1件、議案第7号4件、の合計6件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	田代	次に第4調査会委員長の報告を求めます。
3番	中山	本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号1件、議案第2号2件、議案第3号4件の合計7件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長	田代	それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。 16番の門前義夫委員、17番の大塚明美委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。 議案第1号「非農地証明願について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第1号番号1番について、朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
23番	池田	案内図1-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) この場所は、昨年農振除外申請で意見照会のあったところで、家を新築するに当たり宅地内を調査したところ、農地であることが判明しましたので今回の申請になりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第1号番号1番について承認される方、挙手を願います。 【挙手全員】
議長	田代	挙手全員で、議案第1号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第1号番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第1号番号2番について、朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。

議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
16番	門前	案内図1-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 本日第2調査会で現地調査を行いました但問題ないと判断しております。申請内容は、事務局の説明とおりです。ご審議のほどお願いします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第1号番号2番について承認される方、挙手をお願いします。 【挙手全員】
議長	田代	挙手全員で、議案第1号番号2番は原案とおり承認されました。 続きまして、議案第1号番号3番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第1号番号3番について、朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
19番	大森	案内図1-3をご覧ください。(申請場所を説明する。) 午前中第4調査会で現地調査を行いました但問題ないと判断しております。申請内容は、事務局の説明とおりです。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは、質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第1号番号3番について承認される方、挙手をお願いします。

		【挙手全員】
議長	田代	挙手全員で、議案第 1 号番号 3 番は原案どおり承認されました。 次に、議案第 2 号「農地移動適正化あっせん申し出について」番号 1 番、事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	議案第 2 号番号 1 番を朗読して説明する。 この土地について、売買の相手方をあっせんして欲しい旨の申し出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第 10 条の規定に基づきまして、2 名のあっせん委員の選出をお諮りします。以上です。
議長	田代	あっせん委員の選出ですので、第 4 調査会の委員長より指名願います。
3 番	中山	17 番大塚明美委員、19 番大森勝雄委員を指名いたします。
議長	田代	それでは議案第 2 号番号 1 番のあっせん委員は、17 番大塚明美委員、19 番大森勝雄委員を指名いたします。 続きまして、議案第 2 号番号 2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	議案第 2 号番号 2 番を朗読して説明する。 同じく 2 名のあっせん委員の選出をお諮りします。以上です。
議長	田代	この議案は第 4 調査会の委員長より指名願います。
3 番	中山	17 番大塚明美委員、19 番大森勝雄委員を指名いたします。
議長	田代	それでは議案第 2 号番号 2 番のあっせん委員は、17 番大塚明美委員、19 番大森勝雄委員を指名いたします。 続きまして、議案第 2 号番号 3 番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	議案第 2 号番号 3 番について朗読して説明する。 この土地について、栃木県農業振興公社への売渡しの申請がありました。今後農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますの

		で、同じく 2 名のあっせん委員の選出をお諮りします。以上です。
議長	田代	この議案は第 2 調査会の委員長より指名願います。
1 2 番	肥後	8 番田代純一委員、2 4 番落合千枝子委員を指名いたします。
議長	田代	それでは議案第 2 号番号 3 番のあっせん委員は、8 番田代純一委員、2 4 番落合千枝子委員を指名いたします。 次に議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」番号 1 番、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 3 号番号 1 番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
1 8 番	渡辺	内容については、事務局の説明どおりです。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 3 号番号 1 番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 3 号番号 1 番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 3 号番号 2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 3 号番号 2 番について、朗読して説明する。 なお、全部効率的要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。

3 番	中山	事務局の説明とおりです。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 3 号番号 2 番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 3 号番号 2 番は、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 3 号番号 3 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 3 号番号 3 番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
3 1 番	大木	内容は、事務局の説明とおりです。よろしくご審議くださるようお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
1 2 番	肥後	土地の交換ということですが、相手側がでていませんが。
事務局	柴山	相手の方の土地は、農地ではなく宅地です。許可対象外です。
1 2 番	肥後	分かりました。
議長	田代	その他ありますか。 ないので、採決に入ります。 議案第 3 号番号 3 番について承認される方の挙手を願います。
		【全員挙手】

議長	田代	全員挙手ですので、議案第3号番号3番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第3号番号4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第3号番号4番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
議長	田代	担当委員の説明をお願いいたします。
19番	大森	事務局の説明どおりです。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入れます。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号番号4番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第3号番号4番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第3号番号5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第3号番号5番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業情事従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断します。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
19番	大森	譲渡人と譲受人は他人ですが、譲渡人の住居からその畑まで、距離があり管理ができないので、譲受人に贈与する案件です。よろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。

		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの以外ないようなので、採決に入ります。 議案第3号番号5番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第3号番号5番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第3号番号6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第3号番号6番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業情事従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断します。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
19番	大森	譲受人は、まじめで前向きの方なので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。 議案第3号番号6番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第3号番号6番は原案どおり承認されました。
10番	鈴木	農業振興公社を利用して売買の要件やメリットは何かお伺いします。
事務局	和氣	農地の売買する場合の手続きとしては、農地法第3条により行う場合と、農業振興公社を通して行う場合とがありますが、農業振興公社を通して売買を行う場合の要件としては、対象の農地が農振農用地であるこ

		と、かつ買受け者が認定農業者であることや公社が定めるあっせん基準面積を超えることなどの一定要件を満たすことが必要となります。その他、買受け者の年齢は70歳未満であることが原則ですが、70歳を超えても後継者がいれば買受け可能となっております。公社を通すメリットとしては、売り手、買い手の両者に税金等の優遇措置があることや登記手続きを公社が行うなどメリットがあります。 なお、この条件に当てはまらない場合は、農地法第3条による手続きをご案内させていただいております。
議長	田代	次に議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」についての番号1番、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第4号番号1番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
14番	手塚	案内図4-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 本申請は、〇〇〇〇が一般住宅として転用する案件でございます。転用行為の必要性和土地の選定理由は、申請人が、体が不自由で同居する母も高齢化のため、今の住まいでは段差が多く、家の中で移動が大変のためバリアフリーの住宅を新築するための申請であります。現在敷地の建て替えは無理がありまして、もともと農家住宅敷地の一部を利用していましたが、向かいに自己所有の土地で、他に選定できる土地はありません。また、申請地は市街地内にあり、付近農業への影響もありません。土地利用計画は、住宅1棟を建築し、駐車スペース普通自動車3台分を確保しようとするものであります。取水排水は、公共上下水道利用します。雨水敷地内浸透する計画となっております。資金計画につきましては、総事業費2,000万円で、全額金融機関からの借入で賄うこととしており、金融機関の融資証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、東・南・北側宅地西側は道路のため、日照・通風及び農業施設等への影響はありません。以上のような状況でございます、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第4号番号1番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第4号番号1番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第4号番号2番について、事務局の説明をもとめます。
議長	柴山	議案第4号番号2番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、区画整理地域内ですので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
29番	小林	案内図4-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 申請者は、転用目的は、アパート建築です。申請地西側に、申請人所有のアパートを持っており満室が続いており、今回付属共同住宅と駐車場10台分を計画しての転用申請する案件でございます。土地利用計画は、造成工事コンクリートブロックによる土留めをし、給水・排水は公共上下水道を利用します。雨水は、敷地内浸透する計画となっております。 資金計画は、総事業費6,700万円で、全額金融機関から借入れします。金融機関からの融資証明書が添付されております。以上の状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第4号番号2番について承認される方、挙手を願います。

		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第4号番号2番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第4号番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第4号番号3番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、区画整理地域内ですので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
29番	小林	案内図4-3をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)
議長	柴山	申請人は、予てから太陽光発電を評価し、計画をしておりました。今般設備及び東京電力への電力供給契約が成立したので、申請に至りました。土地の選定理由は、自宅から近いため施設の管理が行やすく、日照を遮る建物等が無くひらけていることから、冬期でも十分な日照を確保できるため、最適地のため選定しました。土地利用計画は、メッシュフェンスを設置し、太陽電池モジュール112枚、出力5.9kwのパワーコンディショナ4台設置します。取水排水はありません。雨水処理は、敷地内にて自然浸透させる計画となっております。資金計画は、総事業費810万円で、自己資金で賄います。周辺農地への影響ですが、東側畑、西側宅地、南側自己所有畑、北側道路です。全面平坦につき、土砂等の流出はありません。よって周囲の土地への被害はありません。以上のような状況でございます。ご審議ほどのよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑にはいります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第4号番号3番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第4号番号3番について原案どおり承認されました。 続きまして、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の事業計

		画変更申請」について番号 1 番、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 5 号番号 1 番について朗読して説明する。
29 番	小林	事務局の説明とおりです。なお、議案第 6 号番号 4 番で同じ案件でございますのでそのとき説明申し上げます。よろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第 5 号番号 1 番について承認されるか方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 5 号番号 1 番は原案どおり承認されました。
		【暫時休憩 14 時 55 分から 15 時 10 分】
議長	田代	再開します。議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、番号 1 番事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 6 号番号 1 番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集团的広がり約 10ha 以上の農地ですので、第 1 種農地と判断しますが、不許可の例外「既存の施設の拡張（既存の施設の面積の 2 分の 1 を超えないもの）」に該当し、農家住宅の敷地拡張であり、宅地としての一体利用が 1000㎡を超えないものですので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
31 番	大木	案内図 6-1 をご覧ください。（申請地の場所を説明する。） 転用行為の必要性は、敷地内住居、農家倉庫並びに 2 世帯住居で敷地が狭く農作業に大変不便をしており、幸い西側の申請地が取得可能となり、農家住宅敷地の拡張し、農作業場・倉庫を建築し利便を図りたいため申請に及んだ次第です。土地利用計画は、農作業場兼倉庫の平屋 1 棟、取水排水計画はありません。雨水は、敷地内自然浸透とします。資金計

		画は、総事業費461万円で、自己資金で賄います。周辺農地への被害防除対策は、東側自宅、西側自己所有畑、南側自己所有の田、北側宅地で、転用することによって被害は与えません。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第6号番号1番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので議案第6号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第6号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第6号番号2番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
13番	石塚	案内図6-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 本申請は、不動産の売買及び建築業を主体とする総合不動産業であり、さくら市に本社を置いております。転用行為の必要性は、当社に近い場所で、所有者の協力を得られたことから4区画の分譲を行うことにしました。土地の選定理由は、申請地は、ほぼ市街地中心部に位置し、周囲は住宅に囲まれた土地であります。公共施設、商業施設に近く、公共上下水道などのインフラも整っており、住環境に恵まれた土地であるため今回の申請に至っております。土地利用計画は、申請地東・南側に幅員6mの道路が存し、上下水道も整備されております。但し、道路より低いので、0.30m程度土盛り平坦にします。雨水処理は宅地内で浸透させる計画となっております。資金計画は、総事業費1,800万円で、自己資金で賄います。残高証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、北側住宅、東側道路、南側道路、西側駐車場のため本日現地調査を行いました問題ないと判断しております。以上の

		ような状況でございますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第6号番号2番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第6号番号2番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第6号番号3番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第6号番号3番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明願います。
21番	穴戸	案内図6-3をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 申請人は、当該地の近隣に家族4人で住んでいますが、宇都宮市のアパートに両親が住んでいますが、高齢のため面倒を見なければならないため、現在の建物では部屋がないため、数年近隣の土地を探しておりました。土地の選定理由は、区画整理地内で、最近まで農地として利用していましたが現在は休耕しており、申請地だと両親の面倒も見られることから適正地だと選定しました。土地利用計画は、木造平屋1棟建て、敷地は敷き砂利します。公共上下水道へ接続します。雨水等は、敷地内自然浸透するので外部へ流出しないよう考慮し造成します。又、周囲はコンクリートブロック立ち上げネットフェンスのため影響ありません。資金計画は、総事業費2,800万円で、全額借入で賄うこととしており、金融機関の融資証明書も添付されております。周辺農地への被害防除対策は、東側・南側にコンクリートブロックを設置します。西側道路、北側宅地ですので、周辺農地への影響はございません。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。

		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第 6 号番号 3 番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 6 号番号 3 番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第 6 号番号 4 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 6 号番号 4 番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、上阿久津台地土地区画整理地域内ですので、第 3 種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明願います。
29 番	小林	この案件は、売買による所有権移転のための申請です。譲受人〇〇〇〇不動産株式会社は、埼玉県〇〇市に本店を置き、関東各県でデザイン住宅の提供及び宅地分譲等を行っています。若年勤労世帯に適した低価格の宅地を提供したいと考え、本件申請する次第です。土地利用計画は、一般住宅用宅地分譲 3 区画（1 区画平均 193.12㎡）で、資金計画は、総事業費 1,830 万円で、自己資金で賄うこととしており、残高証明書も添付されております。周辺農地への被害防除対策は、申請地は平坦地で、東側には既設のフェンス、西側と南側の一部に既設のブロック（土留）があり、南側には土留のブロックを追加（新設）します。北側は道路に面していることから、この転用による周囲の農地への被害はありません。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第 6 号番号 4 番について承認される方、挙手を願います。

		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 6 号番号 4 番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 6 号番号 5 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 6 号番号 5 番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、区画整理地域内ですので、第 3 種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
29 番	小林	譲受人〇〇〇〇株式会社は、宇都宮市に本店を置き、デザイン住宅の提供及び宅地分譲等を行っています。社会資本の整備が進んで優良宅地です。当社はここで、宅地の提供をしたいと考え、本件申請をする次第です。土地利用計画は、一般住宅用宅地分譲 1 区画（229.44㎡）とし給水は、公共上水道から取水、排水は公共下水道に接続します。雨水は敷地内自然浸透する計画となっております。資金計画は、総事業費 770 万円全額を自己資金で賄うこととしており、金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、南側は道路で、東側は既設のブロック塀等が設置された宅地、また、北・西側は段差のない分譲地あることから、この転用による周囲の農地への被害はありません。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ありませんので、採決にはいります。 議案第 6 号番号 5 番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 6 号番号 5 番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 6 号番号 6 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 6 号番号 6 番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集団的広がり約 8.5ha であり、農業公

		共投資の対象となっていない土地ですので第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明願います。
1 番	薄井	案内図 6－6 をご覧下さい。(申請地の場所を説明する。) 本申請は、株式会社〇〇〇が売買による太陽光発電設備として転用する案件でございます。申請者株式会社〇〇〇は、茂木町に本社を置く法人であります。転用行為の必要性土地利用の選定理由は、申請地は日当たり良く、面積・周辺環境等において好条件であり、土地所有者から土地を譲り受けることができることとなったため、今回の申請に至っております。また、2011年の3.11地震から原発に対する考え方が全ての国民において180度変わりました。国を挙げての政策(メガソーラー事業)に関心を持ち、個人でも何かできないかと考えたところ、規模が小さくても電力不足に協力できると思い、農地にソーラーパネルを設置し、脱原発に協力したいという思いから計画しました。土地利用計画は、申請地にソーラーパネル351枚設置し、年間発電量75,174kw/h、売電単価25.92円(税込み)、売電契約を経済産業省また東京電力に申請済です。雨水については、敷地内自然浸透し、その他の排水はありません。防除対策は、年間2回程度草刈・除草剤で散布します。資金計画は、総事業費1,627万円で、自己資金で賄います。金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への影響ですが、申請地の周辺2箇所も太陽光発電設備が設置されております。本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました問題ないと判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第6号番号6番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第6号番号6番は原案どおり承認されました。

事務局	和氣	次に、議案第 7 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。 この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき市が定める農用地利用集積計画となります。 平成 29 年度第 1 号 公告予定年月日は平成 29 年 4 月 28 日です。 計画の内容としては、利用権設定については、再設定 27 件、面積 199,668 ㎡、新規 28 件、面積 226,308 ㎡、うち農地中間管理機構への権利設定は 2 件、面積 20,206 ㎡、合計 55 件、面積 425,976 ㎡です。 さくら市全体の賃借の平均額は、15,700 円、物納の平均値は 87 kg。 氏家地区の賃借の平均額は、15,800 円、物納の平均値は 90 kg。 喜連川地区の賃借の平均額は、15,100 円、物納の平均値は 75 kg となっております。 いずれも 1 反当たりの数字となっております。 続きまして所有権の移転となります。栃木県農業振興公社への売り渡しが 1 件、栃木県農業振興公社からの買受が 1 件となっております。(所有権移転分を朗読して説明する。)
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なし声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第 7 号「農用地利用集積計画の決定について」承認される方の、挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 7 号は原案どおり承認されました。 次に、議案第 8 号「さくら市農業委員会委員候補者選考委員会委員の推薦について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	鈴木	皆様のお手元に配布した資料をご覧ください。さくら市農業委員会の委員の選任に関する規則とさくら市農業委員会委員候補者選考委員会規程をご覧ください。委員の選任に関する規則の第 7 条で市長は、第 4 条又は第 5 条第 2 項の規則により推薦を受け、又は募集に応募した者の選考に関し、委員候補者選考委員会に意見を求めるものとする規則になっております。平成 29 年 2 月 15 日から 3 月 14 日まで農業委員の推薦・

		募集を行いました。その結果としまして、個人及び団体からの推薦は、25人、自らの応募が1人で計26人です。さくら市農業委員の定数は、19人となっておりまして、候補者数が定数を超えている状況です。つきましては、委員候補者選考委員会規程3条第2項第1号の規定により、委員の皆様は、農業者を代表して、公正に審査する農地に関する行政委員会として、候補者選考委員会の委員2名の推薦していただきたい案件であります。よろしくお願いします。
議長	田代	事務局の説明でしたが、どのような方法で委員2名を選んだらよろしいでしょうか。(案)はございません。
10番	鈴木	調査委員長の中で選考してはどうか。
3番	中山	市役所内部も上層部の方が選考委員ですので、農業委員会も会長、職務代理がいいと思います。
31番	大木	農地最適化推進委員に職務代理が入っていて、選考委員はまずいのではないかと。会長と調査会で1名を選考してはどうか。
議長	田代	農業委員の中から選考委員を選考する件なので、推進委員とは別に考えていただければ。選考委員になって面識もなく知識もなくでは、選考しようがないと思います。農業に対して知識のある方が選考委員にふさわしいと思います。
3番	中山	先ほども言いましたが、市役所の方が上層部ですので、農業委員会としても会長と職務代理が選考委員になっていただければと思います。
		【異議なしの声多数あり】
議長	田代	中山委員提案で、会長と職務代理が選考委員になることについて同意が得られました。なかなか難しい役ですが。皆様の意見ということで、私と職務代理で務めさせていただきます。
		【拍手が起きる】
事務局	和氣	ただ今、農業委員から2名の選考委員が決まりましたが、選考委員の役割は、候補者19人を市長が最終的に任命しますが、選考委員会は市長が任命するための事前資料作りといいますか、応募書類の中身の書類

		審査が基本的になります。応募していただいた書類で評価表が作成されております。
議長	田代	次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に番号1番から13番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から7番は、お目通しをお願いします。
議長	田代	本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちまして、さくら市農業委員会4月定例総会を閉会いたします。
		(午後4時37分閉会)